

○周防大島町物品購入等競争入札心得

改正 平成 26 年 3 月 14 日

平成 27 年 8 月 28 日

令和元年 8 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この心得は、周防大島町(以下「町」という。)が発注する物品の買入れ(製造及び修繕を伴う物品の買入れを含む。)等に係る競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第 2 条 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、周防大島町財務規則、並びにこの心得、入札説明書、指名競争入札通知書及びその他の法令等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に関し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、又不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者に迷惑になるようなことを避けるほか、入札参加者としての節度ある態度を保持しなければならない。

(説明会)

第 3 条 原則として入札説明会は行わない。入札参加者は、当該調達物品の仕様書等の閲覧により熟知し、入札しなければならない。

(質疑)

第 4 条 入札参加者は、入札説明書及び仕様書その他において質疑のある場合は、定められた日までに「物品売買内容質問書」を提出することにより契約担当者に質問できるものとする。ただし、提出は、持参又は郵送により行うものとし、電話による質問は受け付けない。

(入札への参加者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

(1) 入札日において、入札参加資格又は指名を取消されている者

(2) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者

(入札保証金)

第6条 入札参加者は入札前に、現金又は周防大島町財務規則で定める有価証券をもって入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 入札参加者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 公告又は指名通知に入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

2 入札保証金は、入札終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

3 入札保証金には、利子を付さない。

(入札の辞退)

第7条 競争入札において入札参加者は、入札執行の完了(落札者の決定)に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっても、入札辞退届(様式第2号)を直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 辞退届を提出した者は、いかなる場合でも撤回することができない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第 8 条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札の執行に際して、天変地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

3 入札の辞退により入札参加者が 1 人の場合には、入札の執行を取りやめる。

4 入札書を提出した者が 1 人のときは、当該入札は行わなかったものとする。

(入札の秩序)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札執行者により、入札執行の場所から退場させられる場合がある。

(1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者

(2) 不穩の行動をなす者

(代理人)

第 10 条 入札参加者で代理人に入札をさせるときは、次の各号の定めによるものとする。

(1) 委任状(様式第 3 号)に記名押印し入札執行前までに提出しなければならない。

(2) 入札参加者以外の代表者名での委任状は無効とする。

(3) 委任状に記載する代理人の住所は受任者の住所とする。

(4) 入札参加者又は入札参加者の代理人(以下「代理人」という。)は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 入札執行者は、入札参加者又は代理人の本人確認を行う場合がある。

(6) 入札参加者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札等)

第 11 条 入札参加者又は代理人は、入札書(様式第 1 号)に所定の事項を記入し、

記名押印し、物品名、納入場所を表記した封筒に入れ、封かん・封印のうえ、提出しなければならない。

- 2 入札者の住所氏名欄は、法人にあっては法人の住所及び法人名並びに代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また、代理人にあっては委任者の住所、氏名(法人にあっては法人名)を記入し、下段に代理人の氏名を記入し、代理人の印(委任状で届けた印鑑)を押印すること。
- 3 入札書及び委任状に記載する「物品名」は指名競争入札通知書の「購入物品名」と同じくすること。
- 4 入札書の金額は、総額契約又は単価契約の別を確認の上、記載すること。
- 5 複数の物品により構成される総額契約における入札書のご金額は、後に個々の物品価格が特定できる金額とすること。
- 6 入札参加者又は代理人は、その提出した入札書のご書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札書記載金額)

第 12 条 前条第 5 項において、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額(以下「入札書記載金額」という。)を入札書に記載しなければならない。

- 2 前項における入札書記載金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。ただし、単価契約入札においては、その端数処理は行わないものとする。

(入札の無効)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合、所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

- (3) 同一事項の入札について、2 以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
 - (5) 同一事項の入札について 2 人以上の代理人をした者の入札
 - (6) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者のした入札
 - (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (8) 所定の日時及び場所に提出しない入札
 - (9) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (10) 入札書に記載された入札金額を加除訂正した入札
 - (11) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (12) 郵便又は電信による入札
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反と認められる入札
- (開札)

第 14 条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合入札参加者又は代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(落札者の決定)

第 15 条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第 16 条 入札執行者は開札した場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、原則として 2 回までとする。

2 前項による再度の入札を行うとき、次の各号のいずれかに該当するものは再度の入札に参加することができない。

- (1) 第 13 条各号の規定により無効とされた入札をした者

(2) 第7条及び第9条の規定は再度の入札に準用する。

(3) 再度の入札において、初度の入札における有効入札の最低価格を上回る価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加できない。

(再度入札の入札保証金)

第17条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第18条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない町職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第19条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札参加者に直ちに口頭で知らせる。

(落札の取り消し等)

第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。

(1) 入札者又は落札者が不正の入札をしたと認めたとき。

(2) 落札者が入札資格に欠け、又は欠けたことを発見したとき。

(3) 落札者が自己の責めに帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき。

2 前項に定める場合のほか、落札決定後特別の理由によって契約の締結ができないときは、落札を取り消すことができる。

3 第1項の規定により落札を取り消された者で入札保証金を免除されたものは、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

- 4 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、町で入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- 5 第 24 条の場合において、仮契約締結後、周防大島町議会(以下「議会」という。)の議決までの間に落札した者が、町で、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

(随意契約の実施)

第 21 条 入札執行者は再度の開札をした結果、落札者とすべき者がいないとき、最低の価格が予定価格に近似値でありかつ、改めて入札手続きをすることが公共の利益をそこなうおそれがあると認められるときは、随意契約を実施する場合がある。

(契約保証金)

第 22 条 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 落札者が、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金等の返還)

第 23 条 契約保証金等は、契約履行の確認後返還する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第 24 条 周防大島町の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 16 年周防大島町条例第 46 号)に定めるところにより議会の議決に付すべきものについては(動産の買入れ等の場合は、予定価格が 700 万円以上)、入札において落札者が決定したときに遅滞なく仮契約を締結する。

- 2 前項の場合において、議会の議決を経た後、町長が落札者に対し、本契約を成立させる旨の通知をしたとき仮契約書は本契約としての効力を生ずるも

のとする。

(契約書の提出)

第 25 条 落札者は町(契約担当者)から交付された契約書案を確認のうえ記名押印し、落札決定後遅滞なく(5 日以内)町(契約担当者)に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札の効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を提出しなければならない。ただし、町(契約担当者)が必要がないと認めて指示した場合は、この限りでない。

(契約の確定)

第 26 条 契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(異議の申立)

第 27 条 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場説明事項等についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 28 条 入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。

2 入札参加者は、関係法令及び契約担当者の指導事項を遵守し、契約当事者相互の良好な信頼関係を損なうような行為をしてはならない。

3 この心得に定めのない事項については、関係法令及び周防大島町財務規則に定めるところによる。

附 則

この心得は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 14 日)

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 8 月 28 日)

この心得は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 8 月 1 日)

(施行期日)

1 この心得は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 本心得の施行後の納入期限が令和元年 10 月 1 日増税日前までのものについては、なお従前の例による。

様式 略